

平成 27 年 12 月 1 日

茨城県議会議長 細谷 典幸 殿

茨城県議会改革推進会議
座 長 田山 東湖

茨城県議会の改革について(答申)

平成 27 年 6 月 18 日に本推進会議に諮問のあったこのことについては、下記のとおり答申します。

記

I 政務活動費の透明性の向上と県民への積極的な広報

(1) 学識経験者等による第三者機関の設置

政務活動費のさらなる透明性の確保を図るため、政務活動費の交付に関する審査にあたって、専門家による指導・助言を受けるとともに、専門家との意見交換により積極的な政務活動の実施に寄与することから、学識経験者等による第三者機関を設置すること。

(2) 領収書等を添付した収支状況報告書（仮称）の四半期ごとの提出

事務局における政務活動費の交付に関する審査業務がより効率的かつ丁寧な審査が行えるとともに、政務活動費の年間を通じた計画的な執行を図る観点から、収支状況報告書（仮称）を四半期ごとに提出すること。

(3) 政務活動の成果の公表

政務活動の内容を県民に良く理解していただくため、政務活動費を充当した政務活動について、議会ホームページ等を活用してその成果を積極的に公表すること。

※ 政務活動の成果：政務活動費を活用して調査した結果や調査に基づいて政策条例の制定に至った事例、議会の質疑等につなげた事例など（県外及び海外調査を含む。）

II 議会審議・委員会審査の充実

1 本会議における分割質問方式の検証

分割質問を行う際には、答弁内容を検討し、再質問等に対応するため、同僚議員の陪席を認めること。

また、分割質問方式が主眼とする、論点を明確にし、議論を深める利点を生かすため、平成 24 年の議会運営委員会で確認した次のことを、各会派等において、改めて徹底すること。

【平成 24 年確認事項】

再質問は、質問・質疑に対する答弁が不十分、不明確な場合や、答弁の内容に疑問がある場合に、その答弁内容を前提に行うものであり、あらかじめ再質問することを想定して最初の質問を不十分な形で行うことは適当ではない。

2 年間一般質問者枠の拡大及び一般質問日の開議時刻

議員の発言機会の充実を図るため、第2回及び第4回定例会の一般質問の日数を各2日間から各3日間に増やし、年間一般質問者数を40人から42人に拡大すること。

また、一般質問の会派別配分に際しては、少数会派に配慮すること。

併せて、定例会の一般質問日の開議時刻を午後1時に統一すること。

3 定例会における常任委員会前の休会日の設定

常任委員会の審査を充実させるため、定例会の会期日程の組み方を改め、常任委員会前に休会日を設定すること。

4 人事案件の開会日提案

人事案件については、十分な審議を行うため、可能な限り提案時期を早めるとともに、適性等の判断が適切にできるように、提案理由等の充実（本会議出席説明者については丁寧な対応）を執行部に要請すること。

5 委員会におけるIT機器の使用

委員会における審査の充実を図るため、これまで認めてきたパソコン、タブレットに加え、スマートフォンの使用を認めるとともに、委員会の審査に関連する目的に限り、インターネット接続を認めること。

なお、委員長が、IT機器の使用に関する留意事項を各委員に徹底するなど、適切な運用に努めること。

6 県議会への県民参加

(1) 委員会における県民意見の把握

県民の意見を聴取する機会の一層の充実を図るため、常任委員会で実施している県内調査に併せて、各委員会とも年1回程度、地域の代表や関係団体の役員等との意見交換を行う機会を設けること。

(2) 委員会の公開

県民に開かれた県議会の実現のため、本会議と同様に委員会も原則公開とし、傍聴手続は、従来の委員長の許可制を廃止し、受付のみで傍聴できるようにすること。

併せて、議会運営委員会の一般傍聴を認めること。

(3) 出前委員会の開催

本県議会では議事堂以外の場所で委員会を開催した事例はないが、遠方のため県議会の傍聴が困難な県民もいると考えられることから、県議会を理解していただくため、年1回程度、常任委員会の閉会中委員会を議事堂以外の場所で開催すること。

(4) 子育て世代の傍聴者への配慮

乳幼児連れの傍聴者から申出があった場合には、議事堂内の既存スペースを授乳室として提供し、乳幼児連れの方でも安心して傍聴に来られるようにすること。

また、その旨をホームページ等で広く周知すること。

7 決算特別委員会のあり方の検討

決算認定にあわせて政策評価を行ってはどうかとの意見があるが、決算特別委員会では政策評価を行わないこととし、必要に応じて、今後の予算執行に際し改善すべき事項を委員長報告に付すこと。

III 議会広報・情報提供の充実

1 議会ホームページの充実

(1) 掲載内容の充実

ア 会議録

県民に委員会審査の内容を広く知ってもらうため、全ての調査特別委員会や議会運営委員会の委員会記録もホームページに掲載すること。

イ 議長交際費

議長交際費の支出の透明性を高めるため、ホームページに掲載すること。

ウ 議案に対する採決態度

本県議会が会派制をとっており、会派ごとの採決態度を議会運営委員会で確認していることから、従来どおり会派ごとの採決態度をホームページに掲載すること。

なお、議員の採決態度が会派と異なる場合は、会派又は議員からの申出により、その旨を特記事項として付記すること。

エ 議会中継

常任委員会等の中継を配信するためには、多額の経費を要することから、実施については、中長期的な課題として検討すること。

(2) スマートフォン等への対応

多くの県民に閲覧してもらうため、スマートフォン等でも見やすくなるよう、ホームページの主な画面はレスポンス・ウェブデザイン（画面の大きさに合わせた表示に自動的に切り替わること）にすること。

スマートフォン等に対応した会議等中継については、若者の政治離れ・選挙権年齢引下げへの対応策としても、実施に向けて検討すること。

2 若者の政治離れ・選挙権年齢引下げへの対応

(1) 県内大学・短大・高校への「県議会だより」の配布

若者の政治離れ・選挙権年齢引下げへの対応として、県内大学・短大・高校へ「県議会だより」を配布すること。

また、配布については、できるだけ早く実施すること。

(2) 生徒の議会傍聴の受け入れ促進

選挙権年齢の引下げに伴い、生徒の議会への関心を高めるため、本会議や委員会における生徒・学生等の県議会傍聴を定期的に受け入れること。

特に、教育庁に、教育の一環として各高校が県議会傍聴に取り組むよう指導することを強く働きかけること。

3 広報機能の充実・見直し

(1) 「県議会だより」の広報レベルの維持

「県議会だより」は、本県議会の活動を県民に知らせるための最も重要な手段であることから、掲載内容の精査（当初予算関係紙面については削除）や予算の確保を図りながら、現在の広報レベルを維持すること。

(2) ラジオ広報の見直し

インターネット環境の進展等を踏まえ、ラジオ広報による会派座談会は、年1回とし、いばキラTVを活用した広報を積極的に取り入れること。

併せて、県内の地域FM会社に議会活動等の放送を積極的に働きかけること。

IV その他

二元代表制の下、議会が執行部と同等の力を発揮していくためには、人材と予算の充実が不可欠である。

については、次のことを、議長から執行部へ強く申し入れていただくことを、この答申に付け加える。

1 議会事務局の機能強化（人材育成分野）

議会の政策立案機能や監視機能等の強化を図るためには、議会事務局の機能強化が重要である。

については、議会事務局の機能強化のため、職員定数の削減対象から議会事務局を除外するとともに、定期人事異動にあたっては専門職員の配置、異動ローテーション（経験者の配置や在職期間を長くするなど）等について十分に配慮すること。

2 議会事務局の予算の確保

昨今の厳しい県の財政状況から、我々議員も自ら、定数削減や議員報酬の10万円削減を行い、率先して経費節減に努めてきたところである。

そのような中で、議会関係経費も毎年、厳しいシーリングの対象とされている。

そのため、このままでは、我々の議会活動にも支障を来たすおそれがある。

については、今回の答申に基づき、新たな経費が生じるものについては、既存予算内での対応ではなく、新たな予算措置を講ずること。